



平成28年9月6日

各 位

会 社 名 三井住建道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松井 隆 幸
(コード番号 1776 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員
総務部長 阿 部 勉
(TEL 03-3357-9081)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かないよう、更なるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

本件に関しまして、株主の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、今後同様の行為を行わないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 6,426万円

納付期限 : 平成29年4月7日

3. 業績に与える影響

平成28年3月期決算において、上記課徴金の額を含めた独占禁止法関連損失引当金を計上しており、今期の連結業績および個別業績に与える影響は軽微なものと考えております。

以 上